(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。

表8 収去検査の実施状況

<u>表8 収去検査の実施状況</u> 食品等分類		検査区分 保健所収去					市場収去			
-CEE 4 74 797	1,2,0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	検 体	不適検体	項目	不適項目	検 体	不適検体	項目	不適項目
弁当・そうざい等		使用基準	DX 11	1 22 12 11	6		DX 11	1 20 7 11	18	0
(給食施設の提供食品含む)	204	県指導基準	160	21	480		58	18	168	24
Will A Mer Service and 197		その他	100		59				112	0
漬物		使用基準			25				16	0
12.17	19	衛生規範	9	0	11		8	0	8	0
		その他			3				28	0
食鳥肉・食肉製品等		成分規格			12				6	0
MWAA MAARINA	24	使用基準	14	2	6		7	0	8	0
		その他			40			_	37	0
魚介類等		成分規格			25				75	0
		使用基準	27	3	8				25	0
	54	暫定的規制値			C		91	0	8	0
		県指導基準			14	. 0			38	0
		その他			58	3			356	0
清涼飲料水	3	成分規格	3	0	15	0			0	0
氷菓・アイスクリーム類等	13	成分規格	13	0	38	0	0	0	0	0
		その他			4	. 0			0	0
乳及び乳製品	0	成分規格	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用基準			C				0	0
豆腐類	44	県指導基準	26	7	43	7	12	1	24	1
		その他			6	0			24	0
冷凍食品	7	成分規格	3	0	6	0	4	0	16	0
		その他			0				0	0
めん類		使用基準			3				0	0
	36	衛生規範	14	0	36		22	0	66	0
		その他			7	0			22	0
菓子類		使用基準			20	0			28	0
		衛生規範			39	1			2	0
	38	指導要領	30	3	8		8	1	0	0
		県指導基準			39				21	1
		その他			3				9	0
青果類	37	成分規格	9	1	1,044	. 1	28	0	3, 248	0
		使用基準			C	·			16	0
野菜・果実加工品	18	その他	14	0	266	0	5	0	19	0
		使用基準			C				16	0
缶詰・瓶詰食品	2	成分規格	0	0	C		2	0	2	0
		その他			C				2	0
卵(液卵を含む)		成分規格			30				4	0
	17	指導要領	5	0	C		13	0	4	0
		その他			15				59	0
食品添加物・調味料・みそ		成分規格			C				0	0
等	14	使用基準	9	0	52		5	0	20	0
		その他			C				20	0
輸入食品	20		28	0	1, 524		0	0	0	0
		使用基準			21				0	0
栄養機能食品	1	規格規準	1	0	1	0	0	0	0	0
アレルギー物質		その他	4	0	4		0	0	0	0
遺伝子組換え食品		その他	0	0	0		0	0	0	0
ふきとり検査(設備器具等)		その他	0	0	0		199	17	796	17
	791		369	37	3,971	39	462	37	5, 321	43

(検査区分)

成分規格と使用基準:食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準 : 規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

<u>暫定的規制値</u>:食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領: 食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。 県指導要領 : 食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導

要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定し

_ているものもある。)

その他: 上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。